

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

郡山市長 椎根 健雄

市町村名 (市町村コード)	福島県郡山市 (07203)	
地域名 (地域内農業集落名)	大槻地区 (新町、上町、殿町、胡桃沢、南原、下大谷、滑河内、大橋、向山、矢地内、横山、 中ノ平、福楽沢、清水内、太田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月1日 (第5回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大槻地区は、農業者の平均年齢67.57歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

このため、分散する担い手の農地を集約化するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

- ・大規模で行う農家の農地が分散されている。
- ・郡山スマートインターもあり交通の利便性が良い。
- ・持続的に営農できるような環境整備として、基盤整備の活用を検討したい。
- ・住宅近辺の遊休農地は活用を地域で検討する必要がある。
また、住宅地近辺の農地は農作業時に物音を立てにくい傾向がある。
- ・鳥害(カラス、ハト、スズメ)被害や小型動物(ハクビシン、タヌキ)の被害がある。
- ・用水路の堀払い等の作業が困難になってきている。また、草刈りをしていない農地も増えてきている。
- ・南西部地区(安積、三穂田、逢瀬、片平)の農業の連携拠点としても、人やものの交流など検討する必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:281人(うち50歳代以下41人) ※農林業センサス2020より

団体経営体(法人・集落営農組織等) 10経営体

主な作物:水稲、露地野菜、施設野菜(キュウリ)、果樹(イチジク)、畜産(肉用牛)、キノコ類 等

(2) 地域における農業の将来の在り方

認定新規就農者等地域内の後継者の育成や、機械の共同利用なども積極的に検討していくことや、地域内で法人を設立することで後継者や新たな担い手の確保を図るとともに、可能な限り用水系毎に担い手へ農地をまとめるなど、担い手への農地集約化のため、農業を担う者への農地再分配を進めることができるよう、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

また、地域の所得向上等の観点から、地域の話合いにより、稲作のみに頼らない複合化を目指すことや、ブランド化を図ること、6次化製品の開発すること等の当地区の特色を出す取組みを行うことを積極的に検討し、PR方法(品評会等)による付加価値をつけること等について、関係機関と連携して取り組んでいきたい。

なお、大槻町は交通アクセスが良いことから市外地への販路拡大することや、近くに直売所もあることから直売所向けの野菜を生産・販売することも地域として考えていき、積極的に所得向上を図る方法を地域で話し合っていく。

- ・住宅近辺の活用がされていない遊休農地については、利活用を地域で検討していきたい。
- ・住宅地に近い守るべき農地については、農作業音がクレームとなることがあるため、協議の場に区長等呼び込み、近隣住民の方に理解を頂きながら、作業がし易い環境を整えていきたい。そうすることで異常気象時に早朝からも作業が可能となるため、農地の維持が可能となりえる。
- ・用水路の掘払いについては、地域内農業者のみならず、土地所有者など近隣住民も参加頂き、地域で維持を図っていけるよう、定期的な話合いによって地域の方に理解を頂きながら地域で農地を守っていく。
- ・鳥や小型動物の被害減少に向け、他地区でラジオ等を流すことで音による対策を講じていることもあり、住宅地に近いこともあるが、地域住民の理解を頂きながら、労力をかけず農業を維持できるような取組みを少しずつ図っていきたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	524 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	524 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域内で保全及び管理に努める。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農業を担う者に農地の集積・集約化をすすめ、団地面積の拡大を進めるとともに、農作業の省力化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地区内の農地所有者が離農するなどの場合には農地中間管理機構等を活用し、機構に貸付を進めていく。 また、農業を担う者が何らかの事情により営農の継続が困難になった場合には農地バンクの機能を活用して、新たな受け手へ農地の貸付を進め、農地が荒廃しないよう努めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備未実施の地区は、借り手がなく農地の遊休化が進んでいるため、将来に向けてほ場整備等の取組みを積極的に検討していく。多面的機能支払組織も活用し、農道・用排水路等の維持管理等を継続していき、担い手が効率的な農作業を行っていただける環境を整えていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農地を次の世代に引き継げるよう、地区内で話合いの場を定期的に持ち、地区内の新規就農者・後継者・定年帰農者などの担い手等情報の共有を図るほか、地域ぐるみで技術などの支援をしていく。集落内農業者だけでは農地の保全は難しいと判断した際には、集落外からの入作者について農業を担う者に加えていき、地域ぐるみで技術などの支援を行うとともに、担い手確保・育成に努める。 また、農業用機械や施設等の導入、更新等の際には補助事業等を活用するとともに、機械の共同利用なども積極的に検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農業支援サービス事業体等へ委託できる作業で可能なものがあれば順次委託することを検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害が拡大しないよう防止柵等を設置に向け行政と連携し検討するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制構築を行うことや点検マップの作成を行い、遊休農地の解消に努める。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

②ブランド化等による農産物の付加価値向上を図るとともに、SDGs推進のため、有機農業や減農薬・減化学肥料栽培等に取り組んでいく。

⑦⑧既存の多面的機能支払組織等の活動を継続することにより、農道、用排水路等の維持管理と休耕地の草刈りなどの作業を行い、遊休農地の発生を防止を図る。また、水害等の対策のため、堀払いを定期的実施するなど防災意識の徹底を図る。

⑨耕畜連携(循環型農業)を行うことなど地域内で積極的にSDGs等の取組みを進めていく。

⑩住宅地寄りの農地については、騒音対策等の特有の課題があり地域の理解を頂きながら取組みができないと、現状農地の維持すら困難であるため、定期的な話合いを実施していく。